

#### 第13次労働災害防止計画（岩手県内全産業）

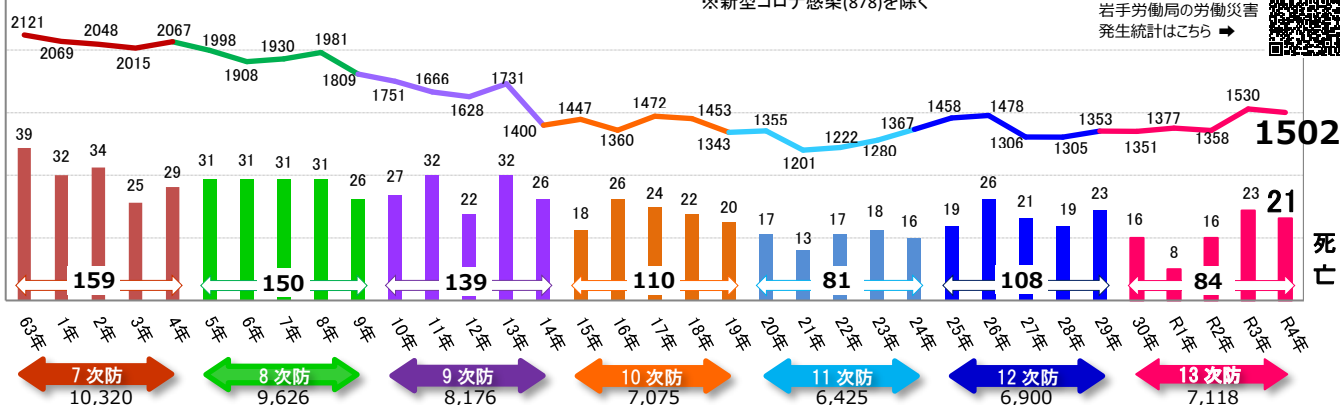
令和4年1月～12月（令和5年2月末速報値）

※新型コロナウイルス(878)を除く

岩手労働局の労働災害発生統計はこちら →



休業4日以上の災害



死亡

#### 盛岡労働基準監督署管内（全産業）

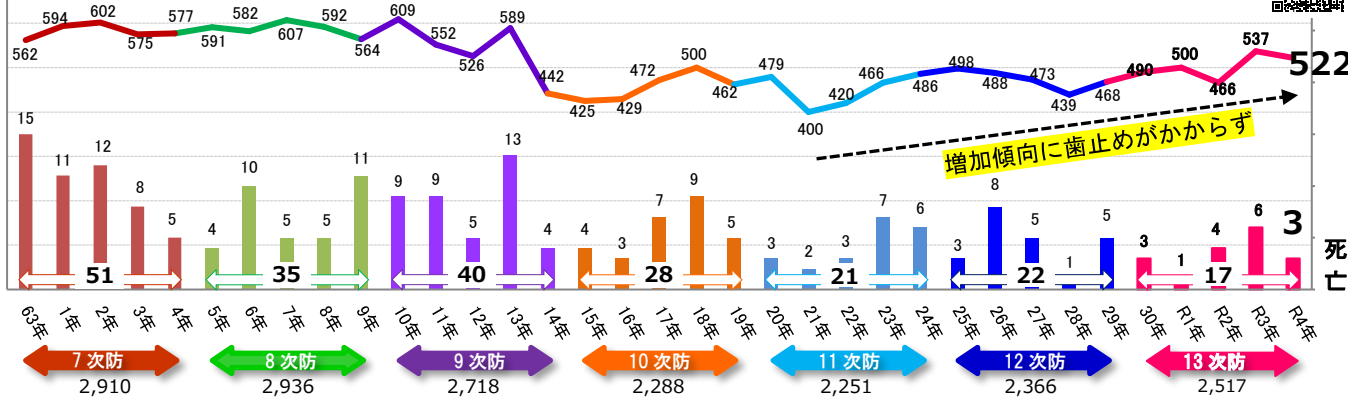
令和4年1月～12月（令和5年2月末速報値）

※新型コロナウイルス(315)を除く

盛岡監督署の労働災害発生統計はこちら →



休業4日以上の災害

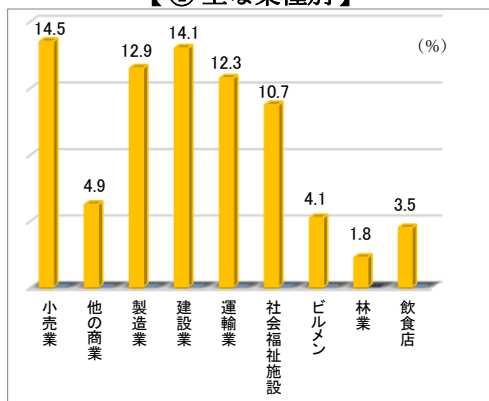


死亡

(R2, R3年コロナ死亡各1除く)

#### 災害分析結果から今後求められる重点対策

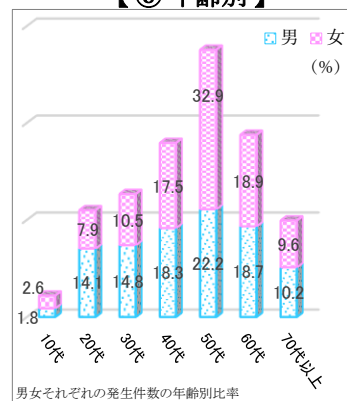
##### 【① 主な業種別】



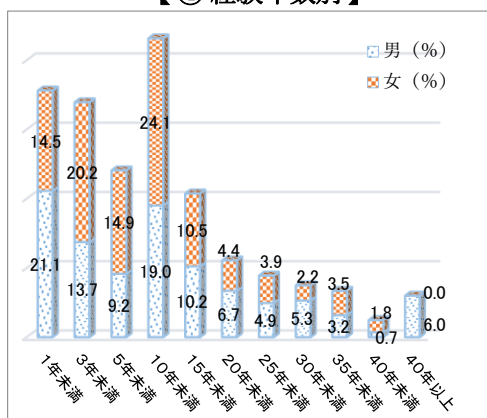
##### 【② 事故の型別】



##### 【③ 年齢別】



##### 【④ 経験年数別】



##### 【⑤ 令和4年の特徴】

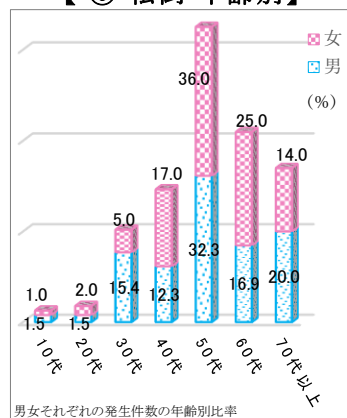
**夏場の転倒災害が前年の2倍！**

**夏場に多発した業種** 転倒予防対策の強化が必要  
 食料品製造業、小売業  
 社会福祉施設、ビルメン業

**転倒が多い場所** 設備の改善、4Sの徹底が必要  
 通路（※7割強を占め最多）、階段

**年齢による顕著な増加** 転倒予防体操等の継続が必要  
 50歳以上で急増！

##### 【⑥ 転倒年齢別】

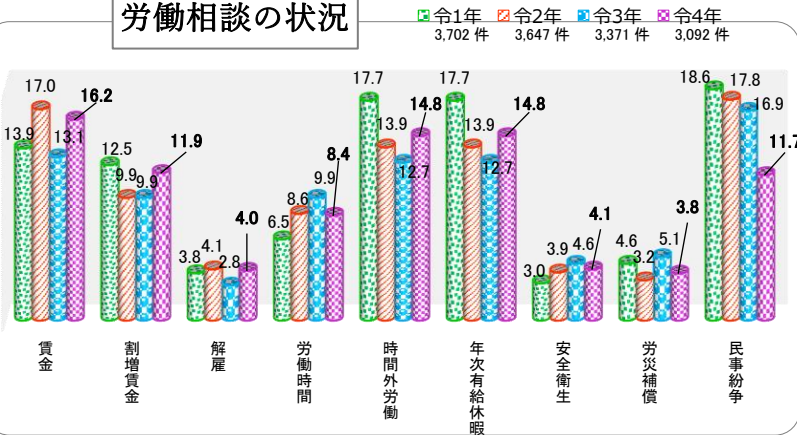






# 労働条件、職場環境の確保改善

## 労働相談の状況



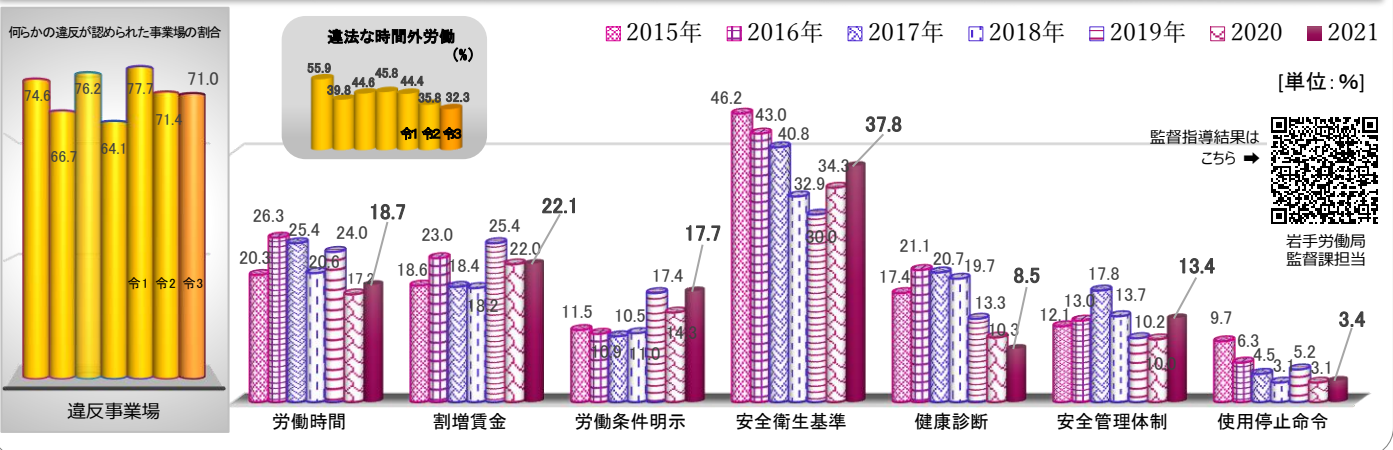
令和3年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業閉鎖や休業・休職・離職等により、事業活動は縮小傾向になったが、国・県等の各種支援もあり相談件数が減少した。令和4年は徐々に経済活動との両立の動きとなるにつれ、時間外労働、割増賃金、年休等の相談が増加した。

働き方改革関連法に伴う改正労働基準法の施行を受け、また、過労死等防止対策法の施行に伴う過労死等の防止のため監督指導体制を強化したところであるが、依然として違法な時間外労働や長時間労働（過重労働）が認められ、また、精神疾患に関する労災補償請求が増加しており、引き続き、基本的な労務管理や過重労働の解消、メンタルヘルス対策等の推進が重要となっている。

岩手労働局（7労働基準監督署）では、年間を通じて県内各企業への監督指導等を実施しております。

過労死等防止対策法が施行され、過重労働防止対策強化以降の監督指導結果を見ますと、何らかの法違反が認められた事業場は全体の7割台で推移しています。違反の内容では、安全衛生対策(災害防止等)に関する違反率が高くなっており、また、労働時間(違法な長時間労働)、割増賃金(時間カット、各種手当不算入、固定残業代等)に関する違反もなかなか減少に至っておらず、労働時間の未把握、長時間労働、年次有給休暇、メンタルヘルス対策の未実施等も認められており、労務管理、安全衛生管理等の改善が求められます。

## 岩手労働局 監督指導結果 (2015年～2021年)



## 【各業種における主要な項目別違反状況】

令和4年12月5日岩手労働局 Press Release

業種	労働基準法					労働安全衛生法			
	15条	32・40条	37条	89条	108条	10～19条	20～25条	66条	使用停止等命令 (措置率) (*2)
	労働条件明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全衛生管理体制	安全衛生基準	健康診断	
製造業	19.1%	29.3%	21.6%	12.3%	10.2%	32.1%	58.3%	15.1%	4.6%
建設業	8.8%	11.1%	13.3%	4.1%	5.1%	7.2%	50.7%	1.2%	5.1%
運輸交通業	13.6%	55.9%	40.7%	11.9%	22.0%	18.6%	28.8%	6.8%	-
商業	24.6%	13.8%	30.4%	13.3%	20.0%	5.4%	8.8%	11.3%	-
保健衛生業	21.2%	18.2%	40.9%	10.6%	30.3%	10.6%	-	10.6%	-
接客娯楽業	41.3%	13.0%	31.5%	13.0%	19.6%	5.4%	2.2%	22.8%	0.2%
上記以外の業種	25.3%	23.2%	22.1%	7.4%	22.1%	12.6%	30.5%	7.4%	3.2%
合計	17.7%	18.7%	22.1%	8.9%	12.6%	13.4%	37.8%	8.5%	3.4%

各違反条文において違反率が高い業種準 ① ■ ② ■ ③ ■

\*1 各業種について、条文別の違反件数/当該業種の違反事業場数を算出したもの。

\*2 労働安全衛生法第98条の規定に基づき、労働基準監督署長が事業者に対し、使用停止または変更などを命じたもので、措置率は、各業種について、措置を命じられた件数/当該業種の違反事業場数を算出したもの。

## 令和5年度における労働基準行政のポイント

違法な長時間労働が依然として認められ、労働時間の未把握や賃金不払い残業、固定残業制、管理監督者に関する問題、年次有給休暇等基本的な労働条件に関する相談等が後を絶たないため、以下の課題を中心として労働条件の確保改善対策を推進する。

- ・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止
- ・違法な長時間労働を行う企業に対する指導
- ・労働時間の適正把握及び賃金不払残業の防止
- ・中小企業及び適用猶予業務等に対する改正労基法等の周知及び支援等（労働時間相談・支援コーナー）
- ・法定労働条件の確保（学生、技能実習生等の外国人労働者、介護労働者等含）
- ・改善基準告示の遵守に向けた荷主への要請、しわ寄せ防止 など

## 自動車運転者の長時間労働解消に向けて

- 自動車運転者の長時間労働解消に向け、時間外労働の上限規制が猶予されていた自動車運転者にも令和6年4月1日から適用が始まります。
- これに併せ、運転時間等を定めた改善基準告示が改正適用となり、運行計画等の見直しが必要となります。運送業の皆様は、新改善基準告示に合致した運行計画の策定準備を始めましょう。
- 自動車運転者の長時間労働の要因の一つに「荷待ち時間」「荷扱い」等の問題解消が求められていますので、新改善基準告示の遵守のため、発荷主・着荷主等の皆様のご理解ご協力を是非ともお願いいたします。
- 「トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター」を活用！  
フリーダイヤル 0120-763-420（通話料無料）  
9:00～17:00（休日：祝祭日、12/29～1/3）



## 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が変わります

(令和5年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
▶ 大企業 5.0%  
▶ 中小企業 2.5%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(改正後) 令和5年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに5.0%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※中小企業の割増賃金率を引上げ

施行期日

2023年(令和5年)4月1日から適用

※給与計算ソフトの見直しも忘れずに!

働き方改革関連法の施行に伴い労働基準法が改正され、月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率が50%とされましたが、中小企業も令和5年4月1日から適用され

割増賃金 = (時間単価 × **50%**) × 時間外労働の時間数  
となります。

**給与計算ソフトの設定見直しもお忘れなきようご確認ください。**

また、就業規則（賃金規定）の変更も必要ですので、所轄労働基準監督署に変更届も忘れずをお願いいたします。

ご不明な点は、所轄労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省 主要様式ダウンロードコーナー

検索

## 賃金引上げに向けた取り組みをお願いします 賃金引上げ特設ページ、最低賃金特設サイトを開設!



事業主の皆様へ

### 賃金引き上げ特設ページを開設!

詳しくはこちら

賃金引き上げを実施した企業の取組事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。是非ご利用ください。

<https://www.saiteichingin.info/chigin/>

「パートナーシップによる価値創造のための地域円滑化施策パッケージ」に基づく各都府県における取組については、こちらをご参照ください。→



厚生労働省 中小企業庁

### 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

問い合わせ先: 業務改善助成金コールセンター 電話: 0120-366-440 (平日 8:30~17:15)  
又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備、コンサルティング導入や人材育成、教育訓練)を行う中小企業・小規模事業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

特設ページでは、賃金引き上げの参考となる賃金引き上げに向けた各種支援策をとりまとめ、賃金引き上げ、生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。是非ご利用ください。



## ご存じですか? コロナ関係ほかの各種支援策



### 生活を支えるための支援のご案内

令和5年2月10日更新

※更新内容は最終ページに記載

#### 相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

P.5  
P.6

#### お金(生活費や事業資金)に困っているとき

● **令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金**

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえたと生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

P.7

● **電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金**

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、1世帯当たり5万円を支給します。

P.8

## ご存じですか? 人材開発支援助成金

(人への投資支援コース)

労働者の知識・技能の向上にご活用ください

雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。

● お問合せ先

若手労働局 助成金相談コーナー

019-606-3285



人材開発支援助成金(人への投資促進コース) リーフ(簡易版)